

公益財団法人東京2025世界陸上財団 コンプライアンス規程

令和8年3月18日
理事会決定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当法人」という。）のコンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定め、法規等を遵守、尊重することにより、当法人が社会的信頼を確保し、東京2025世界陸上競技選手権大会の確実な開催と成功に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 「コンプライアンス」とは、業務上の運営及び行為に際し、法規等を守り、社会からの要請に適合させることをいう。
- 二 「法規等」とは、適用のある法令又は行政上の通達・指針等（外国におけるものを含む。）及び当法人の規程等並びに当法人に要請される社会的規範その他の倫理規範をいう。
- 三 「役員等」とは、当法人の清算人、監事、評議員をいう。
- 四 「職員」とは、当法人就業規程に定める職員及び非常勤職員設置要綱に定める非常勤職員（以下、総称して「職員」という。）をいう。
- 五 「取引先等」とは、契約等に基づいて当法人の業務運営及び行為を実施する者をいう。

第 2 章 コンプライアンス統括責任者

(組織)

第3条 事務局長をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンスに係る体制構築及び推進に係る業務を統括する。

- 2 コンプライアンス統括責任者は、必要があると認めるときは、関係者又は専門的な知見を有するものから意見を徴することができる。

(職務)

第4条 コンプライアンス統括責任者は、次に掲げる事項について検討又は実施する。

- 一 コンプライアンス推進に係る基本方針の策定及び体制に関すること
 - 二 コンプライアンス教育・研修の計画策定及び実施に関すること
 - 三 公益通報に関すること
 - 四 その他コンプライアンスの推進に関すること
- 2 各部署は、コンプライアンス統括責任者から職務に関連して協力要請があった場合には、それに協力する義務を負う。
 - 3 コンプライアンス統括責任者は、その運営内容について清算人に、報告し、その監督を受けるとともに、必要に応じて助言・提言を行う。

第 3 章 コンプライアンス推進体制

(担当部署・庶務)

第5条 コンプライアンス推進及び体制の構築に関しての庶務は、総務課において処理し、コンプライアンス統括責任者を補佐する。

(職務)

第6条 担当部署は、次に掲げるコンプライアンスの推進及び体制の構築に関することをその職務とする。

- 一 コンプライアンス統括責任者の職務に関する庶務
 - 二 コンプライアンス教育・研修の実施に関すること
 - 三 コンプライアンスに関する相談・公益通報の対応に関すること
 - 四 その他コンプライアンスの推進について必要な事項に関すること
- 2 担当部署は、必要に応じ、関連部署（役員等、職員及び取引先等を含む。）に対して情報提供又は協力要請を行うことができる。

第 4 章 コンプライアンスの推進

(役員等及び職員の責務)

第7条 役員等及び職員（以下「役職員等」という。）は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、公平かつ公正な業務遂行に努めなければならない。

- 2 役職員等は、コンプライアンスに違反する行為を自ら行ってはならず、また、他者との間でコンプライアンスに違反する行為を共謀、指示、支援、幫助、教唆、示唆又は黙認する行為を行ってはならない。
- 3 役職員等は、次に掲げる場合であっても、コンプライアンスの違反となることを理解するとともに、常に、コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、また、コンプライアンスの違反を誘発する要因を取り除くよう努めなければならない。

- 一 法規等を知らなかった場合
 - 二 法規等に違反することにつき、故意又は重大な過失がなかった場合
 - 三 当法人の利益を図る目的で行った場合
 - 四 第三者の誘いを断ることができなかった場合
- 4 役職員等は、他の構成員がコンプライアンスに違反する行為を行っていることを知った場合又は適切な措置をとらないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれが生じた場合は、当法人の規程等に従い、速やかにその事実を通報しなければならない。
 - 5 役職員等は、自らの行為がコンプライアンスに違反するかどうか判断に迷う場合又はコンプライアンス違反となるおそれのある行為を要求された場合には、コンプライアンス統括責任者又は担当部署に事前に照会・確認しなければならない。
 - 6 役職員等は、前項において、緊急を要する場合や適切な通信手段がない場合など、前項に定める照会等が困難な場合は、事後速やかにコンプライアンス統括責任者又は担当部署に報告しなければならない。
 - 7 役職員等は、取引先等が、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、公平かつ公正な業務遂行をするように、取引先等を管理・監督しなければならない。

第 5 章 教 育 ・ 研 修

(教育・研修)

- 第8条 教育・研修は、コンプライアンスの推進に関して役職員等が共通認識を持つことができるよう、職務内容及び属性等に応じて、役職員等に対して適切に実施する。
- 2 役職員等は、着任時にコンプライアンスを遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

第 6 章 問 題 発 生 時 の 対 応

(職員の問題発見時等の報告)

- 第9条 職員は、自ら又は他の職員が本規程に違反する行為を行ったとき又はその疑惑が生じたとき（以下「問題発生時」という。）は、速やかに所属長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた所属長は、速やかにコンプライアンス統括責任者に報告する。
 - 3 前項の報告を受けたコンプライアンス統括責任者は、速やかに清算人に報告するほか、第5条で定める担当部署に情報提供する。

(問題発生後の対応)

- 第10条 前条第3項の報告を受けた清算人は、直ちに問題に対する対応方針、原因究明、再

発防止策等について協議し、適切かつ迅速に対応策を講じなければならない。

第 7 章 補

足

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、清算人の決定により行う。

(委任)

第12条 コンプライアンスの推進及び体制構築に関して必要な事項は、本規程に定めるもののほか、コンプライアンス統括責任者が定める。

附 則

本規程は、令和5年7月4日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。